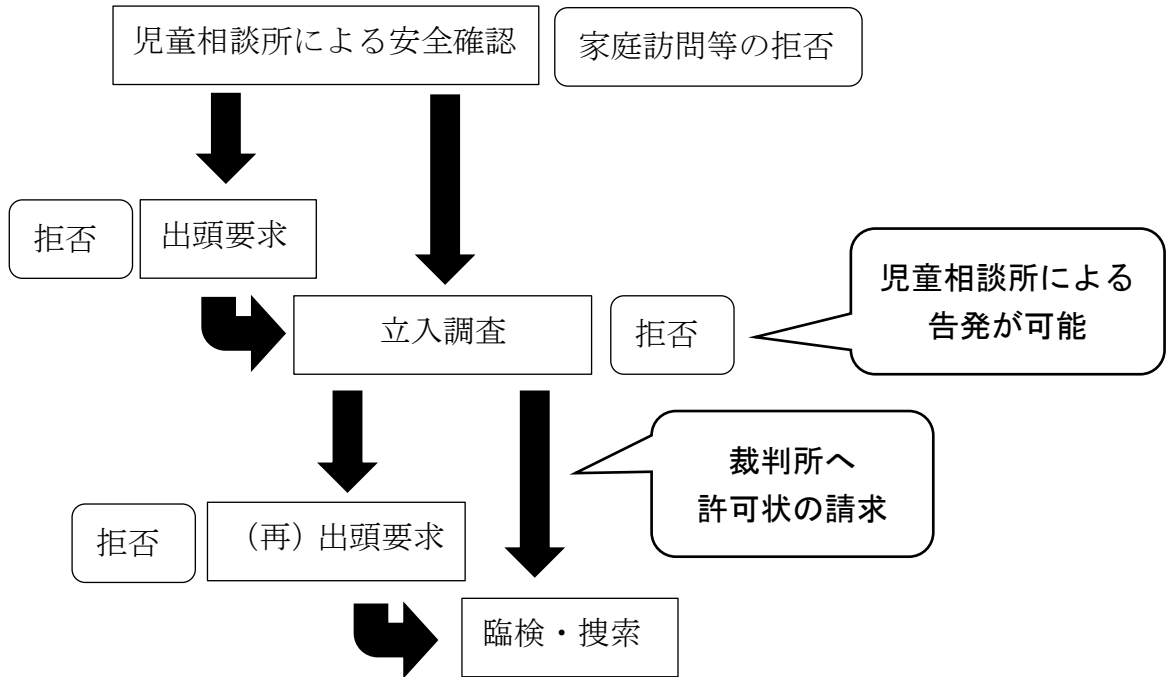

第8章

特殊ケースと法的対応

8-1 出頭要求、立入調査、臨検・搜索の進め方

1 出頭要求から臨検・搜索までのフロー



2 出頭要求、立入調査、臨検・捜索が必要と判断される場合

- ① 通告に基づくこどもの安全確認のために家庭訪問し、保護者にこどもの目視現認の必要性を告知し、協力を求めたにもかかわらず、在宅するこどもの調査を保護者が拒んだ場合。
- ② 学校に行かせないなど、こどもの姿が長期にわたって確認できず、また保護者が関係機関の呼び出しや訪問にも応じないため、接近の手がかりを得ることが困難であるとき。
- ③ こどもが室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ④ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、こどもの福祉に反するような状況下でこどもを生活させたり、働かせたり、管理していると判断されるとき。
- ⑤ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、保護者が訪問者にこどもを会わせないなどの非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑥ こどもの不自然な姿、けが、栄養不良、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、保護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- ⑦ 入院や治療が必要なこどもを保護者が無理に連れ帰り、屋内に引きこもってしまっているようなとき。
- ⑧ 施設や里親、あるいはしかるべき監護者等からこどもが強引に引き取られ、保護者による加害やこどもの安全が懸念されるようなとき。
- ⑨ 保護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいるこどもの安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑩ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、こどもの生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑪ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、こどもの権利や、福祉、発達上問題があると推定されるにもかかわらず、保護者が拒否的で実態の把握やこどもの保護が困難であるとき。

3 出頭要求の手順

こども虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対しこどもを同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等が必要な調査、質問をすることができる。

- ① 出頭要求の決定。「出頭要求告知書（様式 25 第 1 1 章 - 7）」の発行。
- ② 原則として直接職員が保護者に手渡し、受領書を徴する。
- ③ 保護者が受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして扱う。

まったく呼びかけに応じない場合で、保護者が長期間不在であることが明確な場合以外には、「出頭要求告知書（様式 25 第 1 1 章 - 7）」を封筒に入れて、郵便箱等の適切な箇所に差し入れる。この時「告知書を郵便箱等に差し入れる」旨、玄関先で呼びかけを行い、差し入れる状況を写真等で確実に記録する。

- ・ 出頭を求める日時は、原則として告知日の翌日以降を指定する。
- ・ 出頭を求める場所は、原則として児童相談所が望ましいが、実情に応じ市町村の会議室等を利用することも差し支えない。
- ・ 告知書には、必要に応じてふりがなをふり、外国人の場合には、当該外国語への翻訳文を添付することが望ましい。
- ・ 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、調査を尽くした結果どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならない。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。
- ・ 出頭要求の拒否は、立入調査等の措置の理由となり、その後の立入調査拒否罪の告発や、臨検・搜索許可状請求の際に経過を示す必要があることから、告知の方法や要求内容が妥当であったこと、保護者が出頭要求に応じなかったことなど、その状況を明確に記録し「出頭要求報告書」を作成する。

4 立入調査の手順

保護者が出頭要求に応じない場合は、立入調査を行う。ただし、立入調査は、出頭要求を経ることなく実施することも可能である。

① 立入調査の決定

② 関係機関への援助依頼

管轄警察署 生活安全課	保護者の抵抗、暴力等が予想される場合は、同行を依頼する。
市町村・健康福祉センター（保健所）・ 精神保健担当課	保護者の精神疾患や心理状態の混乱が疑われ、精神保健対応の必要性が考えられる場合には、同行等の援助を依頼する。
市町村虐待 担当部署	情報を共有し、その後の支援の共通認識を持つために、同行を依頼する。
保育所等 学校	こどもに与える影響を考え、こどもが信頼している教職員や保育士の同行を検討する。
その他	解錠などについて親族や管理人の協力を得る。こどもの健康状態が危惧される場合は保健師や嘱託医の同行を検討する。

③ 役割分担等を確認

家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項等を文書にして関係職員に周知する。現場での指揮命令を司る現場責任者（リーダー）を明確にし、関係職員で立入調査時のシミュレーションをして、役割等を徹底する。

【確認事項】

- ・ 集合時間と場所
- ・ 役割分担、現場での待機位置、保護者の反応やこどもの状態に応じた対応方法（現場責任者、立入調査を保護者に告知・説明する者、実際に家庭に立ち入る者、児童相談所等との連絡係、こどもを保護する者、車両運転者、撮影者）
- ・ 写真、ビデオ撮影の留意点、及び機器の扱い方

【携行物品等】

- ・不在連絡票
- ・身分証票（児童福祉法に基づくもの、児童虐待防止法に基づくもの）
- ・家屋内の見取図、人員配置図、役割分担、注意事項の文書
- ・住居、養育環境を撮影するためのカメラ、ビデオカメラ
- ・応急処置セット、水
- ・連絡用携帯電話
- ・こどもの着替え、タオル、毛布等
- ・筆記用具（メモ帳、ボールペン、セロテープ、ガムテープ、はさみ）
- ・こどもの状況、家庭状況から必要と推測されるもの

④ 保護者に、通常の家門訪問による任意調査の受け入れを依頼

拒否された場合は、保護者に身分証票を提示し「お子さんへの虐待の疑い（安全確認の必要）があると判断したので、お子さんの状態を確認させていただきに來ました。」など調査の目的を伝える。

立入調査の実効性を高める観点から、「正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金が科せられる。」ことを告知し、立入調査を拒否した場合には、臨検・捜索が行われる可能性があることを併せて告知する。

⑤-1 一時保護が必要な場合

家庭や保護者、こどもの状況から一時保護が必要と判断した場合には、こどもや保護者にその目的と職権による一時保護であることを説明し、速やかにこどもの身柄を確保する。

こどもを保護したら、「今後のことは、改めて児童相談所で話合いをしていきましょう。」と保護者に伝え、速やかに退去する。立入調査は保護者に対して相当なストレスを与えることにもなり、虐待行為がエスカレートする可能性もあるので、高いレベルの安全性が確保できない限りこどもを一時保護する。

こどもの生命や身体に差し迫った危険がある場合

- ・児童相談所の立入調査は、施錠された家庭の中に、鍵を壊してまで入ることはできないとされているが、こどもの生命や身体に差し迫った危険がある場合には、社会通念上相当と認められる範囲で、鍵を壊して家庭の中に入ることができる。
- ・警察官であれば、現に加害行為が行われている場合などは、警察官職務執行法第6条第1項に基づき住居に立ち入ることができる。

⑤-2 一時保護の必要がない場合

関係者の不安が解消されたことを率直に伝え、「突然の立入調査で驚かせてしまいましたね。」と相手の心情に配慮した言葉かけを行う。加えて、子育て支援などの各種行政サービスの説明や、社会から孤立しすぎた場合にはこどもの安全や健康の確認が社会的に要請されることについて理解を求め、家庭訪問の約束をするなど今後の援助につなぐ契機とする。

⑤-3 応答が無い場合

応答がない場合は、不在か、立入拒否か、事実認定に注意を払う。メーターや家屋状況の調査、周辺からの聴き取り調査、張込み等が必要になることがある。立入拒否について弁解があるときは、文書（FAXでも可）で回答させるなど、弁解の具体的な記録をする。

明らかに立入調査を拒否している状況であれば、文書により再出頭要求を告知するとともに、立入調査拒否罪により警察への告発を検討する。なお、警察への告発は告発状を提出することになり、「児童相談所運営指針（第3章第3節調査）」に詳しい記述があるので参照する。また、この段階で裁判所と事前に協議していくことも必要である。

⑥ 調査記録の作成

児童相談所職員は、立入調査結果を記載した「立入調査報告書」を作成し、署名・押印する。報告書は、その後の立入調査拒否罪での告発や、臨検・搜索許可状請求の際に経過を示す必要があること等から、立入調査で判明したこと、保護者が立入調査に応じなかったこと等を記録する。

⑦ 関係機関への連絡

個別支援会議を開催し立入調査に協力した機関などに、あらためて立入調査の結果と当面の方針を伝え、必要に応じて今後の協力についても依頼する。

5 臨検・搜索の手順

保護者が立入調査を正当な理由なく拒否した場合において、こども虐待が行われている疑いがあるときは、こどもの安全確認を行い又はその安全を確保するため、あらかじめ、こどもの住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を得て、こどもの住所・居所を臨検し、搜索することができる。

① 臨検・搜索の決定、「臨検・搜索許可状請求書」の作成

② 裁判所への許可状請求

日没以降の夜間に臨検・搜索を行う必要があるときは、夜間執行について、併せて請求する必要がある。

【請求先】

臨検しようとするこどもの住所又は居所の所在地を管轄する裁判所の裁判官に請求する。

日 中：家庭裁判所

夜間休日：当直の千葉地方裁判所

【許可状請求の添付資料】

- ・ 児童記録票
- ・ 近隣住民や保育所等の関係機関からの聴き取り調書
(署名押印されていることが望ましい。)
- ・ 市町村における対応記録の写し
- ・ 臨検しようとする住居の写真
- ・ 当該児童の住民票の写し
- ・ 出頭要求、再出頭要求、立入調査の実施報告書
- ・ 児童相談所長の権限調査報告書

③ 立会人の依頼

臨検・捜索には、こどもの住所若しくは居所の所有者や管理人、同居の親族で成年に達した者等を立ち合わせなければならない。これらの者を立ち合わせることができない場合は、市町村職員等を立ち合わせなければならない。

なお、所有者や親族等が立ち会う場合であっても、市町村職員が立ち会うことが適切とされていることから、市町村担当職員に当日の立ち会いを依頼する。

④ 役割分担等の確認

立入調査と同様、事前に役割分担を決め、シミュレーションをし、関係職員全員に徹底する。特に、住居に立ち入る際の手順については、十分に確認する。

また、不測の事態についても十分に想定する。

携行するものは、臨検・捜索許可状の他、立入調査時に携行するものと同様である。

⑤ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官が、臨検又は捜索に係る許可状発出の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合、都道府県知事(児童相談所長に委任)あてに許可状が交付される。

⑥ 臨検・搜索の実行：保護者への呼びかけ

玄関先において、ドアをロックし児童相談所の訪問であることを呼びかける。ドアが開けられた場合、裁判所からの許可状を提示した上で速やかに執行に着手する。

保護者を納得させるのではなく、執行の説明を行えばよい。

保護者が不在で、許可状を示すことができないときは、立会人に許可状を示すこととされている。

直接保護者に呼びかける職員以外は、周囲の状況にも気を配る。

⑦ 室内への立ち入り

⑥で応答があった場合には、玄関等から立ち入る。

応答がない場合、事前にシミュレーションをしていた方法(住居の大家から鍵を借りる。窓をはずす等)で室内に立ち入り、許可状を提示した上で執行に着手する。

臨検又は搜索にあたって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができるが、こどもの安全確認又は安全確保の目的のために、必要最低限度において許容されるものであり、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

これら実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、保護者の抵抗もあり得ることから、こどもや職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携が必要である。

⑧ 臨検・搜索の状況の記録

不適切な生活環境、生活状況については、写真、ビデオ撮影をする。

また、時間経過等も詳細に記録することが必要である。

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検・搜索等が適正に行われたことやこどもの生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられるため、必要な調査の一環であることを保護者に伝えて実施する。

立入調査の場合と異なり、拒否が刑事事件を構成しないことから、刑事事件の証拠としての必要性は高くないため、撮影に拒否を示す保護者の容貌の撮影については配慮を要する。とはいえ、職員が臨検・搜索を適正に執行したことの証拠を残す目的で撮影をすることは問題ないため、画像や映像に保護者が映りこんだとしても、そのことで保護者に対する肖像権侵害としての法的責任を問われる可能性はほぼないと考えてよい。

⑨ こどもの身柄確保（一時保護）

こどもを発見したときは、速やかに落ち着いて様子を確認できる場所に移動し、傷あざの確認を行う。

こどもの身柄確保後は、「今後のことはあらためて相談していきます。」と保護者に伝え、速やかに退去する。

⑩ 事後対応（臨検・捜索調書の作成、報告）

児童相談所職員は、臨検・捜索をした結果を記載した「臨検・捜索調書」を作成して、署名・押印し、立会人の署名・押印を行う。立会人が署名・押印せず、又は署名・押印することができないときは、その旨を付記する。

児童相談所職員は、臨検・捜索を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされており、実施時の記録も必要事項である。

8-2 親権停止・喪失等

1 親権停止・喪失・管理権喪失宣言審判

親権者の親権の不適切な行使が改まらず、こどもの福祉を護りがたい場合は、児童相談所長は家庭裁判所に対して、**親権停止・親権喪失・管理権喪失の審判**の請求を行うことができる。

2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権喪失の申立てはできない。

これまで、性的虐待を繰り返していた父親、嫌がるこどもを施設から連れ帰った父母に対して**親権喪失宣告**が認められたことがある。

保護者がこども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、**2年以内にその原因が消滅する見込みがある場合には、親権停止審判の請求**を行う。

親権喪失等の宣告後も、その原因であった事由が消滅し、親権・管理権の回復が適当である場合には、**取消し請求**を行うことができる。(民法第836条)

なお、親権が否定されても、親権以外の権利義務、すなわちこどもの婚姻に関する同意権(民法第737条)、扶養義務(民法第877条)、相続権(民法第887条)は存続する。

児童虐待防止法 第33条の7

児童の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

2 親権者の変更、指定

両親が離婚する場合には、こどもの親権者を双方か一方に定める。(民法第819条第1項第2項)

離婚に至るまでの過程で、一方の親のこどもに対する虐待が認められる場合など他方を親権者として指定する大きな理由になる。また、両親が離婚した後に、親権者となった片方の親が虐待していた場合など、こどもの利益のため必要があると認められるときは、他の一方に変更することができる。(民法第819条第6項)

これらの制度はいずれも他方の親や親族が調停、さらに審判又は訴訟の当事者になる必要がある。

3 監護者の変更、指定

両親が離婚訴訟中で親権を争っている場合や、親権を有していない祖父母やおじ・おばなどが子どもを養育する場合で、子どもの利益のため必要と認められるときなどは、家庭裁判所の審判により監護者を変更、指定することができる。

子どもが保護者から虐待を受けていた場合などで、他に監護者として適当な人物がいる場合には、その人物の協力を得て、この制度を利用することが考えられる。

4 人身保護請求

人身保護法は、不当に奪われている人身の自由を迅速、容易に回復することを目的とするものである。保護者が施設から子どもを連れ去ったため、児童相談所長が親権喪失宣告、保全処分を申立、選任された代行者が子どもの引渡しを求めたが応じないので、人身保護請求を申し立てたケースがある。

5 保全処分

家庭裁判所において審判がなされるまでには一定の期間を要するため、審判の結論を待っているのは子どもの安全を図れない場合がある。

上記の申立や児童福祉法第 28 条申立の審判において、緊急性を要するという申立が家庭裁判所に認められれば、保全処分が認められる。

しかし、児童相談所のみ主張で家庭裁判所に判断されることになるため、子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを裏付ける証拠書類の提出が求められる。

また、親権喪失等の宣告審判に至るまでの間にも、親権の濫用が予想されるなど親権の行使を制限する必要があるときには、保全処分により、親権行使を一時的に停止し、職務代行者を選任できる規定がある。(家事事件手続法第 174 条)

ただし、一時保護中及び里親委託中は児童相談所長が、施設入所中は施設長が親権代行者となり得るため、職務代行者の選任は必須ではない。

8-3 刑事告発等

虐待行為は、それぞれ刑法上の犯罪に該当する場合がある。また、立入調査の拒否や妨害についても罰則が規定されており、こどもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合は躊躇なく行うべきものである。

刑事告発等を行う場合は、こどもに児童相談所として犯罪を見過ごすことはできないという立場や考え、こどもの権利を守るために必要な手続きであることを説明する。

ただし、裁判になった場合、こどもにも主尋問や反対尋問の証人として法廷に立つ必要が生じることなどから、そのサポート体制は十分に構築されなければならない。

また、令和5年の刑法・刑訴法改正により、被害者保護を目的として、供述の録音・録画の記録を主尋問に代えることができるという制度ができた。

ただし、この証拠採用には、供述までに誘導・教唆がないことが必須とされており、この立証のために、児童相談所の職員が証言等を行うことがある。

身体的虐待：傷害罪、暴行罪 等

性的虐待：強姦性交罪、強制わいせつ罪、児童福祉法違反（淫行させる行為）、
監護者性交罪、監護者強制わいせつ罪 等

※非親告罪となり、男児の被害も強姦性交の対象となった。

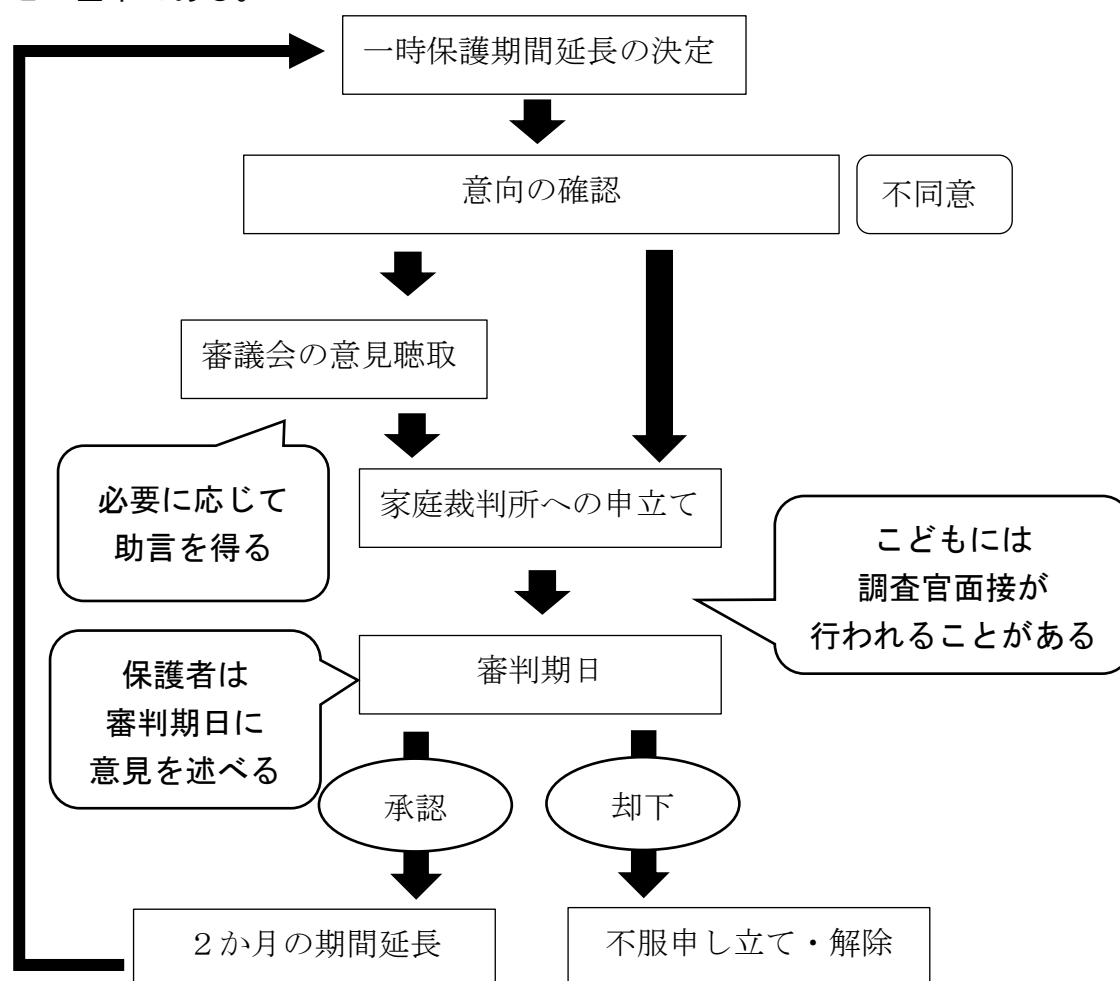
職員に対する暴行、傷害、脅迫等：暴行罪、傷害罪、脅迫罪、公務執行妨害罪

8-4 一時保護・措置に関する申立て

1 一時保護期間の延長に関する申立て手続きの流れ（児童福祉法第33条）

やむを得ず一時保護期間が2か月を超える見込みがあり、親権者等が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、一時保護期間を延長することができる。

ただし、一時保護はこどもの自由を制限する方法であることに留意し、最低限の範囲内で行われるものであると認識しなければならない。このため、調整が長期に及ぶと判明した時点で、里親委託や入所措置を検討し、場合によっては、児童福祉法第28条の申立てを行うことが基本である。



【申立先】

こどもの住所地を管轄する家庭裁判所

【手順】

※ 必要があれば、審議会に意見聴取を行う。

- ① 事前に家庭裁判所に連絡し、申立て予定日を伝える。
- ② 申立書、証拠書類等を作成し、家庭裁判所に提出する。
- ③ 期日にて保護者と児童相談所が双方の意見を述べる。
- ④ 審判結果が出る。

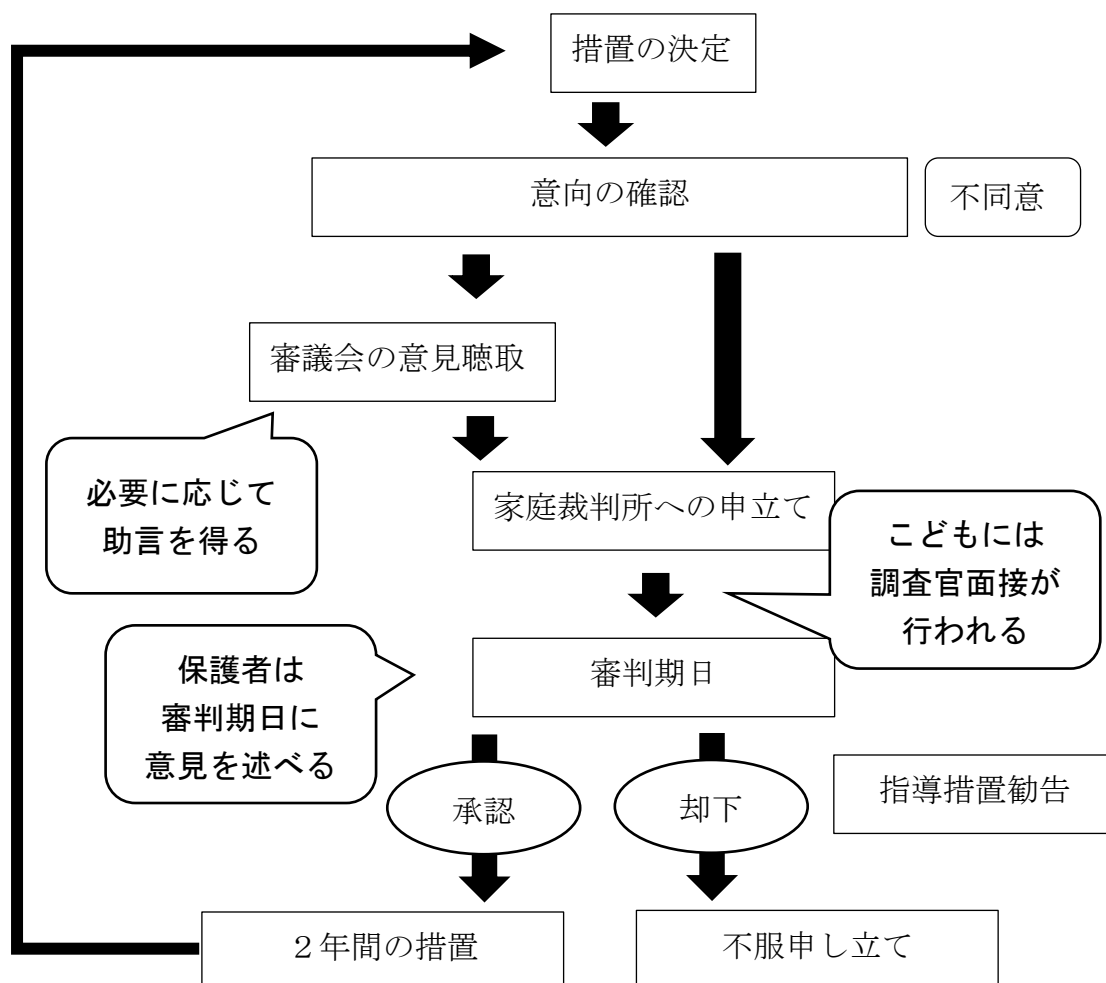
※ 保護が即時抗告を行うことは可能である。

※ 却下された場合、一時保護を解除するか、不服申し立てを行う。

2 保護者の同意が得られないときの施設入所の手続きの流れ

(児童福祉法第28条)

里親委託や施設入所等について、保護者が同意しない場合は、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置をとることができる。



同意

同意とは「意に反することが明白でない場合」のことであり、積極的に望むことを求めなくてもよい（消極的同意）。

親権者の一方でも反対している場合は児童福祉法第 28 条の申立が必要である。

【要件】

- ・虐待の存在の証明が困難な場合であっても、現在、保護者に監護させることがこどもの福祉を著しく侵害する状況であること。
- ・保護者にそのこどもの監護を任せておいたのでは将来こどもの福祉を損なうおそれがあること。

【手順】

※ 必要があれば、審議会に意見聴取を行う。

- ① 措置の決定。
- ② こどもや親権者等への意向確認。（不同意）
- ③ 裁判所に申し立ての予定を事前共有する。
- ④ 申立書の作成。
- ⑤ 申立て、審判の開始。

※ 審判の過程において一定期間、児童相談所が保護者指導を行い、その結果に関する報告・意見を求められることもある。

※ 家庭裁判所は、児童相談所に対して保護者への指導措置勧告を行うことができる。児童相談所は「家裁から勧告されたので〇〇の指導を行いますので、従ってください。」と支援プログラムなどを示して保護者に言うことができる。このような勧告を希望する場合は、その旨を申立後、上申書により家庭裁判所へ伝えることが必要である。

- ⑥ 審判の確定。

承認された場合は、確定日から2年間の措置が有効となる。2年が経過するまでに、措置の延長が必要な場合は、2年目を迎える2、3か月前までに延長の申立てを行う。

却下された場合は、措置を開始しない（継続しない）か、不服申し立てを行う。

※ 保護者は、抗告が可能である。

【保全処分】

こどもの身柄の安全確保の観点から、児童福祉法第 28 条の申立を行い、かつ児童虐待防止法第 12 条第 1 項の規定による面会及び通信制限が全部制限されている場合に、こどもの保護のために必要があるときは、家庭裁判所は、申立により、承認の申立の審判の効力が生ずるまでの間、保護者に対し、こどもの住所もしくは居所、就学する学校その他の場所においてこどもの身辺につきまとい、又はこどもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他のこどもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

裁判所の発する命令は、児童虐待防止法第 12 条の 4 第 1 項と同じであるが、違反に対する罰則はない。

特に、一時保護委託でこどもが病院に入院しているケースなどにおいて、保護者が強引にこどもを退院、転院させるのを防ぐ効果が期待される。

家庭裁判所の承認

一時保護期間の延長や同意のない入所措置について家庭裁判所は承認をするのであり、命令をするわけではない。つまり、「お墨付き」はあるが、違反の罰則はない。

また、認められた期間（一時保護は 2 カ月、入所措置は 2 年間）以内での調整や指導は継続する。一時保護開始から申立ての間、そしてその後の一時保護や入所措置の機関にかけて、途切れることなく関わり続ける。

8-5 面会・通信の制限、接近禁止命令

1 面会・通信の制限等

施設入所等の措置(児童福祉法第27条第1項第3号の措置)、又は一時保護(児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護)が行われる場合において、こども虐待の防止及びこどもの保護のため必要があると認めるときは、保護者に対し、こどもとの面会・通信を制限することができる。

(1) 面会・通信制限

従来から、こども虐待を受けたこどもの保護のために必要と認められるときには、保護者に対し、面会・通信の制限を指導として行っていた。

面会・通信の制限を行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについては実情に応じて判断することになるが、まずは指導によって面会・通信の制限を行い、保護者がこれに従わず、こどもの保護のために必要と認められるとき、児童虐待防止法に基づく行政処分として取り扱うことが適当である。

(2) 児童虐待防止法に基づく面会・通信制限の手続き

【制限される対象】

面会：こどもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

通信：こどもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、メール等が該当する。

【制限の条件】

一時保護中：虐待を受けた疑いがあるとき

施設入所等の措置中：虐待を受けたとき

【手順】

- ① 面会・通信制限手続きの決定。
- ② 弁明の機会の付与通知書の交付。
- ③ 制限を受ける対象者からの弁明書の受領。
- ④ 面会・通信制限の検討及び決定。
- ⑤ 面会・通信制限の決定通知(様式27・28第11章-7)。

※ 援助指針(方針)を3~4か月に1回程度見直し、それを踏まえて制限の必要性がなくなった場合は、速やかに取り消す(様式29・30第11章-7)。

施設長による面会・通信制限

児童虐待防止法上では、児童相談所長だけではなく、こどもが措置されている施設長にも制限を行う権限がある。

しかし、実際の運用としては「当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。」(児童相談所運営指針)とされており、実際に施設長が制限を行うのは、夜間等の緊急の事例に限られる。

児童虐待防止法 第12条

児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護（以下「第三十三条一時保護」という。）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設（次項において「措置施設」という。）の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 措置施設の長は、前項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。

2 接近禁止命令

都道府県知事又は児童相談所長は、虐待により一時保護又は児童福祉施設入所措置、里親委託を行っている場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる（児童虐待防止法第12条の4）。

接近禁止命令は、初日を含めて6か月を超えない期間を定めて行うこととされている。ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6か月未満で取り消すことも考えられる。

（1）接近禁止命令を発するための要件

以下全てを満たすことが要件となる。

- ① 一時保護中又は児童福祉施設への入所措置、里親委託中。
- ② 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が行政処分により制限されていること。
- ③ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

(2) 接近禁止命令の手順

- ① 要件が該当していることを確認する。
- ② 接近禁止命令の発出の必要性等について、事前に児童家庭課と協議を行う。
- ③ 必要書類を添付して、児童家庭課に接近禁止命令に係る聴聞の事務手続きを依頼する。

【接近禁止命令発出依頼書の添付書類】

- ・ 児童記録票
- ・ 施設長の意見
- ・ 家庭裁判所の審判書の写し
- ・ 面会・通信制限決定通知書の写し
- ・ 施設入所後の保護者及びこどもにかかわる記録
- ・ その他、接近禁止命令の発出の必要性が分かる資料

④ 聴聞手続き

接近禁止命令をする場合は、知事は児童虐待防止法第12条の4第3項及び行政手続法第3章第2節の規定により聴聞を行わなければならない。聴聞の事務手続きは県児童家庭課が行い、その結果を児童相談所に通知する。

聴聞とは、命令を受ける対象者が直接弁明を行い、処分庁（児童相談所）へ質疑を行う場である。

児童相談所は、処分を行う立場として、聴聞の場で適切な説明が行えるよう、十分な準備を行う。

⑤ 命令書の交付

児童相談所は、聴聞の結果を十分に参酌し、接近禁止命令を発出するか判断する。

命令を行う場合は、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。児童相談所職員は、命令書を保護者に交付する。その際には、命令を受ける保護者に対して、命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できるだけ受領書を徴する。

職員が保護者を訪問し、命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を拒否する場合は、出頭要求の告知書と同様に、命令書を直接郵便箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録する。

⑥ 命令発出後の関係機関との連携

こどもの居所等を管轄する警察の担当課とは、通学路のパトロール、緊急時の110番等について協議すると共に、保護者が接近禁止命令に反した場合の対応についても協議しておく必要がある。また、学校等の関係機関とは、要保護児童対策地域協議会等の場を利用して、情報共有を行い、保護者が接近禁止命令に反して、こどもに接近してきた場合の対応等について協議を行う。

8-6 被措置児童等虐待

被措置児童等虐待とは、児童養護施設や里親、一時保護所などで「措置」（行政による入所・委託等）が取られているこどもが、施設職員や里親等の養育者から虐待を受けることである。

これは家庭内の虐待とは異なり、社会的養護の場で起こる虐待であり、児童福祉法により厳しく禁止されている。

児童福祉法 第33条の11

施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

虐待の内容は、家庭の虐待と同様に、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待などが含まれる。

【対応の流れ】

① 発見・通告（様式3第11章-1）

虐待を受けたと思われるこどもを発見した者（他の職員、こども本人、外部関係者など）は、速やかに児童相談所・県児童家庭課（社会的養護検討部会事務局）・健康福祉センター・市町村に通告する義務がある。

児童福祉法 第33条の12

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。

②-1 児童相談所等による受理・調査

児童相談所等は通告を受理したら、直ちに事実確認・調査（こども本人への面談、関係職員への聞き取り、施設訪問など）を行う。

必要に応じて、一時保護や警察との連携も検討する。

②-2 関係機関への連絡・報告

通告を受理した児童相談所・健康福祉センター・市町村は、速やかにその施設等を所管する自治体（県児童家庭課、障害福祉課、子育て支援課等）へ一報し、文書で正式に通知する。

③ 自治体による調査

通知を受けた自治体は、事実確認を行い、審議会に報告する。

虐待事実の認定や施設への改善指導等を行うために必要な情報を収集する。

※ 調査においては、こどもへの聴取も必要となるが、調査を行う自治体の所管課に専門職が配置されていない場合は、応援を依頼する等して対応を行う。

④ 審議会への報告とその結果に基づく指導等

審議会が虐待が認定された場合は、虐待の再発防止策（職員研修、運営体制の見直し等）を施設・里親に指導する。

必要に応じて、児童の転所や里親委託の変更、指導に基づく関係職員の配置転換などの措置も検討される。